

ID: 5421

担当部署:まちづくり部建築指導課

処分の概要	高度利用地区類似型地区計画等区域内の斜線制限の緩和許可		
法令名 根拠条項	建築基準法第 68 条の 5 の 3 第 2 項		
法令番号			
【基準】 建築基準法第68条の5の3（高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における制限の特例）の規定による			
標準処理期間	未設定		
備考			
設定年月日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日